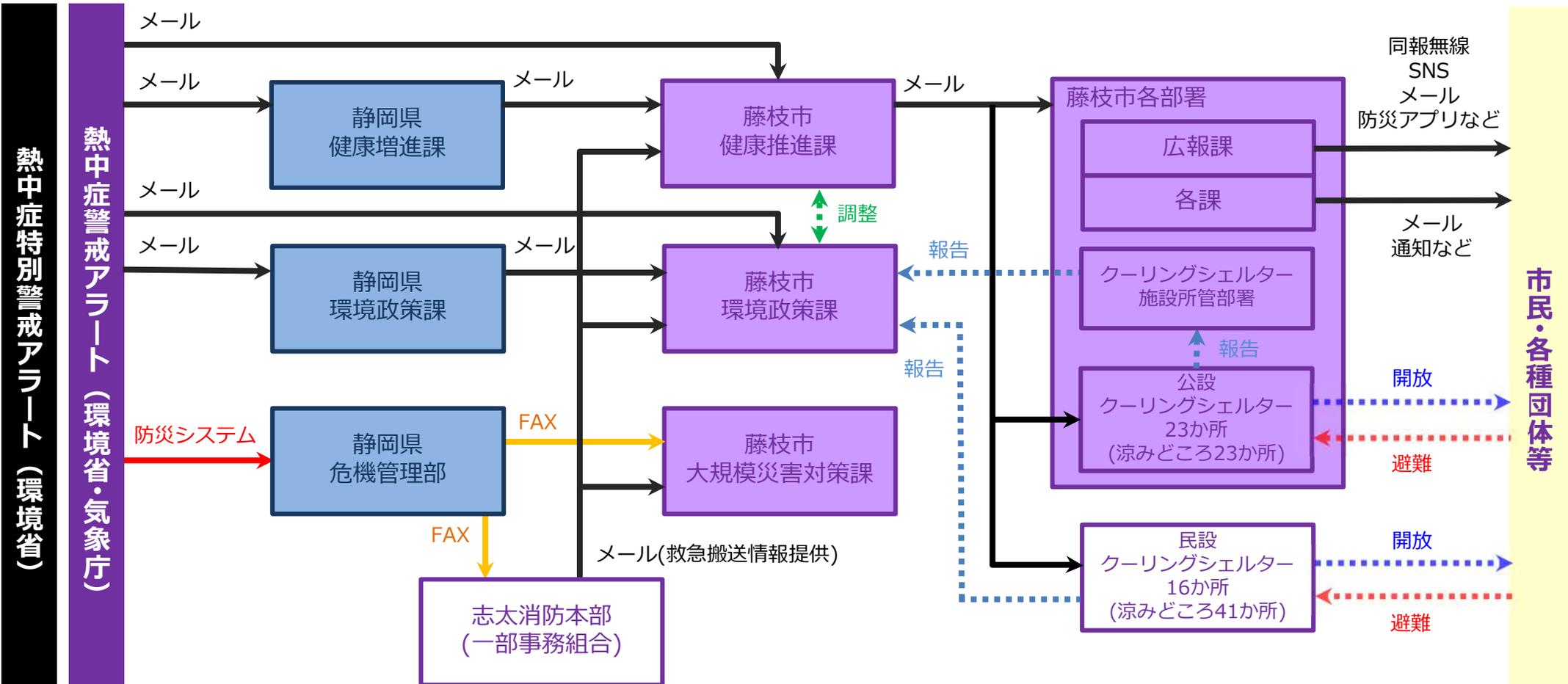


1-3. 熱中症特別警戒情報発表時に備えた体制

事例3. 静岡県藤枝市(1)

【体制づくりに向けた手順】

- これまでの熱中症警戒情報の体制を確認
(どこの部署にどこからどのような通知がどのような方法で届いて、どこにどのように通知・転送しているか)
- 熱中症特別警戒情報についてもこれまでの警戒情報同様の対応で可能か確認
(他部署含め、他部署の上位機関についてもそれぞれ確認)
- 志太消防本部とは、これまで熱中症という観点での情報共有を図っていなかったが、年度途中から熱中症に関する特設ページを開設し、管内における搬送者数を掲載したことに伴い、市内の搬送者に関する情報を共有することにした。また、藤枝市からも各課の取組など情報を共有している。



1-3. 熱中症特別警戒情報発表時に備えた体制

事例3. 静岡県藤枝市(2)

第1号様式(第4条関係)

藤枝市「クーリングシェルター(涼みどころ)」指定申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

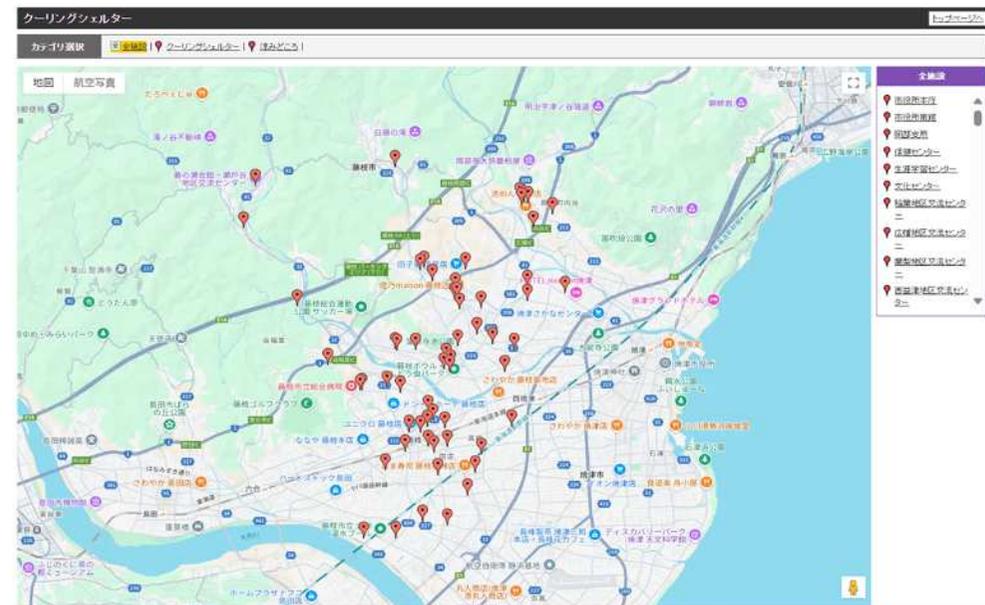
申請者 施設名
施設住所
管理者名

藤枝市の熱中症対策として、藤枝市「クーリングシェルター(涼みどころ)」の指定等に關する要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

開放可能日時	
受入可能人数	
開放場所	1. 椅子又はベンチ (席) 2. テーブル (席) 3. その他 ()
担当者名	
担当者連絡先	電話番号
	メール
備考	希望する開設方法に☑をしてください。 クーリングシェルター ・ 涼みどころ 必要な数を記入してください。 のぼり旗 ()、黒石 ()、ポール ()



◀のぼり旗



▲クーリングシェルターのマッピング「涼みどころ」も網羅している。

◀クーリングシェルター(涼みどころ)指定申請書

■苦勞した点

- ・国(環境省環境保健部)に対応する市の組織がないため、組織内の調整に苦慮した。
- ・現状における、熱中症に伴う各部署の情報の全体像の把握(どこの部署に、どこからどのような通知がどのような方法で来て、どこにどのように通知・転送等しているか。また、広報課においては、どのタイミングでどのような手段で市民に伝えるか。など)

■工夫した点

- ・同様の通知が複数通知されるなどの情報の混乱を招かないよう、複数のルートから来る情報を健康推進課で一元化し、とりまとめた上で、各部署に発信した。
- ・情報発信の役割分担を明確化したことにより、迅速な情報伝達を図ることが可能となった。
- ・クーリングシェルター・涼みどころ指名申請にメールアドレスを記入してもらうことで、熱中症警戒情報発表時等の情報をメールで即時に提供することができる体制を構築した。
※クーリングシェルターと涼みどころの「指定申請書」を同一化している。
- ※涼みどころとは、藤枝市独自に6月から9月までの間、熱中症警戒情報発表に関係なく、市民に涼をとる空間を提供する施設で、市内64か所(令和6年9月30日現在)。